

第9回教育委員会

平成29年3月30日
午前10時
本庁舎屋上会議室

議案

議案第67号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第67号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の6第8項中「、事務主任及び事務副主任」を「及び事務主任」に改め、同条第9項を削る。

第8条の8中第10項及び第11項を次のように改める。

10 事務主幹は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務主任及び事務職員に対し、指導及び助言を行う。

11 事務主任は、校長の監督を受け、所属する学校の事務をつかさどるとともに、教育長が別に定める事務を掌理し、当該事務に関して、事務職員に対し、指導及び助言を行う。

第8条の8第12項から第14項までを削る。

第8条の9第5項中「事務長、事務主幹、事務主任及び事務副主任」を「事務主幹、事務長及び事務主任」に改め、同条第6項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校管理規則（抄）

（教務主任等）

第8条の6 省 略

2－7 省 略

8 小学校及び中学校に事務主幹、事務主任及び事務副主任を置く。ただし、特
及び

別の事業があるときは、この限りではない。

9 小学校及び中学校に主任栄養職員及び副主任栄養職員を置く。ただし、特別の
事情のあるときは、この限りでない。

（教務主任等の職務）

第8条の8 省 略

2－9 省 略

10 事務主幹は、校長の監督を受け、**所属する学校の**事務をつかさどるとともに、
教育長が別に定める特に重要な特定の学校事務に関して、連絡調整及び指導、助
を掌理し、当該事務に関して、事
言に当たる。

務主任及び事務職員に対し、指導及び助言を行う。

11 事務主任は、校長の監督を受け、**所属する学校の**事務をつかさどるとともに、**教育
長が別に定める**重要な特定の学校事務に関して、連絡調整及び指導、助言に当たる。
を掌理し、当該事務に関して、事務職員に対

し、指導及び助言を行う。

12 事務副主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどるとともに、事務主任を補
佐する。

13 主任栄養職員は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する事項をつかさど
るとともに、重要な特定の関係事項に当たる。

14 副主任栄養職員は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する事項をつかさどるとともに、主任栄養職員を補佐する。

(教務主任等の発令)

第8条の9

1－4 省 略

5 **事務主幹**、事務長、事務主幹、事務主任及び事務副主任は、事務職員のうちか
及び

ら、教育委員会が命ずる。

6 主任栄養職員及び副主任栄養職員は、学校栄養職員のうちから、教育委員会が命ずる。

大阪市立学校管理規則の一部改正について

1 改正の理由

府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲され、小・中学校の学校事務職員について、本市行政職給料表が適用されることとなる。

事務主幹及び事務主任の職については、それぞれ、本市行政職給料表における課長代理級（５級）、係長級（４級）に規定されることに伴い、本規則に規定する職務内容を整理する必要があるため、規則の一部を改正する。また、あわせて必要な規定整備を行う。

2 改正の内容

- (1) 事務主幹及び事務主任の職務内容を整理
- (2) 権限移譲に伴う職名の整備

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日